

## 堀内大造市長に対する辞職勧告決議

令和8年3月議会において、議会は市立病院の経営状況や建て替えのことも考慮し、交付税措置分6億円だけでなく、一般会計からも繰り入れして予算計上すべきであり、一時しのぎで違法行為ともなりかねない1年1か月での5億円の貸付を行うべきでないとして、議第9号 令和8年度大和高田市病院事業会計予算、議第10号 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）、議第15号 令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）の3議案を否決しました。

この議会の否決に対して専決処分が行われましたが、その根拠条文である地方自治法第179条の「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件については、専決という行為は議会の意志決定を経ずに行えることから、限定的に解すべきです。このことから、その要件は、議会側に責めに帰すべき事由がある場合か、議会にも理事者側にも責めに帰すべき事由がない場合と解すべきです。

今回、議会は3月19日に否決しており、3月末日までは12日間あり、十分時間的余裕がありました。また、支払期日等、理事者側の都合で専決処分をおこなっていますから、この行為は理事者側に責めに帰すべき事由がある場合であり、要件には当てはまりません。このことから今回の専決は要件を満たさず、地方自治法第179条の違法と考えます。

議案の否決に対しては、通常であれば再議、もしくは修正した議案を提出し、議会の意志確認を行う必要があるにも関わらず、何もせずに専決した堀内大造氏の行為は、議会の意志を無視する行為であり、二元代表制の趣旨すら踏みにじる行為です。

以上のことから、堀内大造氏は、市長としての責務を果たしておらず、市長として不適格と考えます。

よって、辞職勧告決議を提出します。

令和8年5月11日

大和高田市議会